

鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱

鹿児島県商工労働水産部

鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、本県中小企業の発展をリードするとともに地域産業の振興に寄与する中小企業者等の育成を図るため、予算の定めるところにより中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第3項の規定により知事の承認を受けた経営革新計画（以下「経営革新計画」という。）に従って別表1に掲げる事業を実施する中小企業者（単独で又は3者以下の共同で経営革新計画の承認を受けた者をいう。以下同じ。）又は組合（中小企業者以外の者をいう。）に対し、予算の範囲内において鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費、補助回数及び補助率）

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 利用できる回数は、経営革新計画の計画期間を通じて2回までとする。ただし、かごしま経営革新推進企業の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）にあっては、3回までとする。
- 3 補助金の額は1件当たり200万円以内かつ補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、認定企業にあっては、補助金額は1件当たり300万円以内かつ補助対象経費の3分の2以内とする。
- 4 認定企業の認定要件等については、別に定める。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助事業明細書（別記第3号様式）
- (3) 決算書（過去3期分）の写し
- (4) 県税に未納がないことを証明する納税証明書

- 3 補助金交付申請をする場合は、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が指定する日とし、その提出部数は正副1部ずつとする。

（交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- 1 知事は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が補助金を他の用途に使用し又は補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときはその返還を求めるものとする。
- 2 取得した財産については、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
- 3 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とし、あらかじめ取得財産処分承認申請書（別記第4号様式）を提出し、承認を受けるものとする。この場合において知事は、補助事業実施者が取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等についてその台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、規則第6条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、規則第6条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減
- (2) 各補助事業相互間の配分で20%を超える増減
- (3) 補助事業内容の著しい変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 変更補助事業計画書（別記第7号様式）
- (2) 変更補助事業明細書（別記第8号様式、別記第8号様式の2）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第9号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第7条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、別記第11号様式によるものとし、9月30日現在の状況について、10月15日までに提出するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第12号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第13号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第14号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業結果報告書（別記第15号様式）
- (2) 補助事業収支精算書（別記第16号様式）
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) その他知事が必要と認めた書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月14日のいずれか早い日とし、その提出部数は正副1部ずつとする。

4 補助事業者は、第3条第3項ただし書きによる申請を行った場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかであるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第18号様式により、速やかに知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（補助金の交付）

第13条 規則第16条第1項の規定による補助金等交付請求書は、別記第19号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は別記第20号様式のとおりとし、同項の関係書類は、中小企業経営革新支援事業費補助事業支払計画書（別記第21号様式）とする。

（実施結果の企業化）

第14条 補助事業者は、補助事業（新商品・新技術の開発に係るものに限る。）の実施結果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書（別記第22号様式）及び企業化状況の実態調査票（別記第23号様式）により報告するものとする。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第15条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度終了後15日以内に産業財産権等届出書（別記第24号様式）を提出するものとする。

（収益納付）

第16条 知事は、企業化状況報告書により補助事業の完了した日の属する会計年度終了後、補助事業を実施した補助事業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認められるとき、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（成果の発表）

第17条 知事は、当該補助事業に係る成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

別表 1

経営革新に関する事業

1 新商品・新技術開発事業

- (1) 専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の開発研究に関する事業
 - ア 新商品・新技術の商品化のための開発設計事業
 - イ 新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究事業
- (2) 専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の企業化に関する事業
 - ア 新商品・新技術の商品化のための試作・改良
 - イ 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善事業
 - ウ 商品化された新商品・新技術の求評事業
- (3) その他経営革新計画の実施に必要な新商品・新技術開発事業として知事が適当と認めた事業

2 販路開拓事業

- (1) 展示会の開催又は見本市への参加
 - 国内各地等において行う販路開拓のための展示会等への参加
- (2) 販路開拓指導等
 - ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導
 - イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
 - ウ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業
- (3) その他経営革新計画の実施に必要な販路開拓事業として知事が適当と認めた事業

別表 2

中小企業経営革新支援事業費補助金補助対象経費

事業 区分	補 助 対 象 経 費	
	経 費 区 分	内 容
新 商 品 ・ 新 技 術 開 発 事 業	謝 金	委員謝金，専門家謝金
	旅 費	委員旅費，専門家旅費，職員旅費
	研究開発事業費	原材料費，機械装置又は工具器具の購入，製造，改良，据付け，借用，保守又は修繕に要する経費，産業財産権等の導入に要する経費，外注費，技術コンサルタント料，構築物の購入，建造，改良，据付け，借用，保守又は修繕に要する経費
	庁 費	会議費，会場借料，印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，借料又は損料，調査研究費，消耗品費，雑役務費，研修費
	委 託 費	研究開発事業費の一部を委託する経費
販 路 開 拓 事 業	謝 金	委員謝金，専門家謝金
	旅 費	委員旅費，専門家旅費，職員旅費
	庁 費	会議費，会場借料，印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，借料又は損料，調査研究費，消耗品費，雑役務費，検査器具購入費，会場整備費，保険料，プロモーションビデオ制作費，広告宣伝費（新聞広告は交付限度額50万円以内，テレビ放映料は対象外），ホームページ作成費（交付限度額50万円以内），研修費
	委 託 費	販路開拓事業費の一部を委託する経費

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において中小企業経営革新支援事業費補助事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助事業明細書（第3号様式）
- (3) 決算書（過去3期分）の写し
- (4) 県税に未納がないことを証明する納税証明書

（注）交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額
()－()＝()

第2号様式（第3条関係）

補 助 事 業 計 画 書

中小企業者の名称 （組合等を含む） 代表者氏名・住所			
資 本 金・出 資 金	千 円	従 業 員	人
実施計画名	[計画の内容を表現するような適切な名称を記入すること]		
具体的な事業内容 1 事業内容 (1) 新製品・新技術開発 (2) 販路開拓事業 ※該当する事業に○印	[実施事業（新商品・新技術開発、販路開拓事業）ごとに簡潔かつ明瞭に記載すること]		
2 必要性	[下請需要の増加・高度技術の波及・雇用創出など地域への波及効果等を記載すること]		
補助金の交付を 受けた実績	[この申請に関して従来交付を受けたとか、現在の申請中の他の補助金があれば、その名称、交付者、金額及び交付年月日を記載すること]		
事業の日程	開始予定 令和 年 月 日 完了予定 令和 年 月 日		
外部への委託 ※委託内容及び委託先	[外部への委託がある場合は、委託内容及び委託機関・企業名を記入すること]		
委嘱する技術者又は 専門家の氏名及び職業	[外部からの指導者又は協力者がある場合は、その氏名及び所属職名を記入すること]		
成果の従業員又は組合員への 指導・研修体制	[事業の成果をどのような体制で従業員へ指導・研修していくのかを記載すること]		

（注）実施主体が任意グループの場合、下記事項を別紙にて添付のこと。

- 1 任意グループ規約（共同で経営革新計画の承認を受けた場合の計画実施に関する規約）、組織図
- 2 代表者選任方法及び意志決定方法
- 3 補助事業実施等に対する責任の所在（正副各1者記載のこと）
- 4 参加企業概要（既存資料可、参加企業ごとに所在地、代表者名、資本総額、従業員数、主たる生産品目・生産額、本事業における役割分担、現有施設（土地・建物等主要設備等）、企業略歴に係る資料）

第3号様式（第3条関係）

補 助 事 業 明 細 書

（収 入）

科 目	調 達 予 定 額	内 訳
補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

（支 出）

事業 区分	経 費 区 分	補助対象経費	補助金申請額	積 算 内 訳 (補助対象経費ベース)
新 商 品 ・ 新 技 術 開 発 事 業	謝 金			
	旅 費			
	研 究 開 発 費		—	
	原材料費		—	
	機械装置、工具器具費		—	
	産業財産権導入経費		—	
	外 注 費		—	
	技術コンサルタント料		—	
	構 築 物 費		—	
	費（小 計）			
販 路 開 拓 事 業	庁 費			
	委 託 費			
	小 計			
	謝 金			
	旅 費			
販 路 開 拓 事 業	庁 費			
	委 託 費			
	小 計			
	合 計			

（注1）「補助対象経費」とは、経営革新計画に係る経費のうち、交付要綱第2条関係別表1に掲げる経費とする。

（注2）「補助金申請額」とは、「補助対象経費」の 1／2以内 の額であって、県からの補助金の交付を希望する額とする。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

取得財産の処分承認申請書

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、鹿児島県補助金等交付規則第21条の規定により申請します。

記

- 1 財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

番 号
年 月 日
(中小企業支援課扱い)

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 関係書類
 - (1) 変更補助事業計画書（第7号様式）
 - (2) 変更補助事業明細書（第8号様式、第8号様式の2）

変 更 補 助 事 業 計 画 書

- 1 開発題目
- 2 変更の具体的内容

当 初 計 画	変 更 内 容 （理 由）

第8号様式（第6条関係）

変 更 補 助 事 業 明 細 書

（収 入）

科 目	変 更 前 調 達 予 定 額	変 更 後 調 達 予 定 額
補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

（支 出）

補助 事業	経 費 区 分		変 更 前		変 更 後	
			補助対象経費	補助金申請額	補助対象経費	補助金申請額
新 商 品 ・ 新 技 術 開 発 事 業	謝 金					
	旅 費					
	研 究 開 発 費	原 材 料 費		—		—
		機械装置, 工具器具費		—		—
		産業財産権導入経費		—		—
		外 注 費		—		—
		技術コンサルタント料		—		—
		構 築 物 費		—		—
	費 (小 計)					
	庁 費					
委 託 費						
小 計						
販 路 開 拓 事 業	謝 金					
	旅 費					
	庁 費					
	委 託 費					
	小 計					
合 計						

第8号様式の2（第6条関係）

変 更 補 助 事 業 明 細 書（その2）

（収 入）

科 目	変 更 後 調 達 予 定 額	内 訳
補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

（支 出）

事業 区分	経 費 区 分		変 更 後		積 算 内 訳 （補助対象経費ベース）
			補助対象経費	補助金申請額	
新 商 品 ・ 新 技 術 開 発 事 業	謝 金				
	旅 費				
	研 究 開 発 費	原 材 料 費		—	
		機械装置、工具器具費		—	
		産業財産権導入経費		—	
		外 注 費		—	
		技術コンサルタント料		—	
		構 築 物 費		—	
	費（小 計）				
	庁 費				
委 託 費					
小 計					
販 路 開 拓 事 業	謝 金				
	旅 費				
	庁 費				
	委 託 費				
	小 計				
合 計					

番 号
年 月 日
（中小企業支援課扱い）

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業の変更（中止・廃止）については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

番 号
年 月 日
(中小企業支援課扱い)

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額
- (1) 前回までの補助金交付決定額

金

円
- (2) 今回補助金交付決定額

金

円
- 2 交付の条件

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業について、鹿児島県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金受領等の状況

実 施 計 画 名	補助金交付 決定年月日	補助金交付 決 定 額	概 算 払 受領年月日	概算払受領金額

2 補助事業の遂行状況

申請書記載内容と対応させて経営革新計画の経過とその成果を簡明に記載し、併せて今後の計画等を詳記すること。

また、計画の日程と実績とを比較して遅速のある場合はその理由を記載すること。

3 補助事業の執行状況

補助事業	経費区分	補助対象経費	執行済額	執行予定額	合計	備考
新商品・新技術開発事業	謝金					
	旅費					
	研究開発費		—		—	
	原材料費		—		—	
	機械装置、工具器具費		—		—	
	産業財産権導入経費		—		—	
	外注費		—		—	
	技術コンサルタント料		—		—	
	構築物費		—		—	
	費（小計）					
販路開拓事業	庁費					
	委託費					
	小計					
	謝金					
販路開拓事業	旅費					
	庁費					
	委託費					
	小計					
合計						

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する補助事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業について、鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対して取った措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注） 遅延の理由を実証する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額 金 円

注）次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除額＝補助金額

3 関係書類

- (1) 補助事業結果報告書（第15号様式）
- (2) 補助事業収支精算書（第16号様式）
- (3) 証拠帳票類の写し等

補 助 事 業 結 果 報 告 書

- 1 中小企業者の名称
- 2 業種名
- 3 住所・TEL
- 4 代表者
- 5 構成員，従業員
- 6 事業内容
 - (1) 新商品・新技術開発事業を実施した場合
 - ア 実施計画名
 - イ 事業実施担当者の氏名及び職業
 - ウ 事業内容
 - ・ 具体的内容
 - ・ 実施場所
 - ・ 実施期間
 - ・ 委嘱した専門家の氏名及び職業
 - エ 委託した場合
 - ・ 委託先
 - ・ 委託契約日，委託期間
 - ・ 委託の具体的内容
 - (2) 販路開拓事業を実施した場合
 - ア 実施計画名
 - イ 目的
 - ウ 事業内容
 - ・ 具体的内容
 - ・ 開催場所
 - ・ 開催期間
 - ・ 委嘱した専門家の氏名及び職業
 - エ 委託した場合
 - ・ 委託先
 - ・ 委託契約日，委託期間
 - ・ 委託の具体的内容

補 助 事 業 収 支 精 算 書

（収 入）

科 目	予 算 額	実 績 額	内 訳
補 助 金			
借 入 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
合 計			

（支 出）

補助事業	経 費 区 分		予 算 額	実 績 額		内 訳 補助対象経費(実績)ベース
			補助対象経費	補助対象経費	補助金額	
新 商 品 ・ 新 技 術 開 発 事 業	謝 金					
	旅 費					
	研 究 開 発 費	原 材 料 費		—	—	
		機械装置、工具器具費		—	—	
		産業財産権導入経費		—	—	
		外 注 費		—	—	
		技術コンサルタント料		—	—	
		構 築 物 費		—	—	
	費 (小 計)					
	庁 費					
委 託 費						
小 計						
販 路 開 拓 事 業	謝 金					
	旅 費					
	庁 費					
	委 託 費					
	小 計					
合 計						

番 号
年 月 日
（中小企業支援課扱い）

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

なお、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙第21号様式により速やかに報告してください。

記

補助金交付確定額 金 円

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4	補助金返還相当額（3－2）	円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今 回 請 求 額	円
未 請 求 額	円

預金口座番号
(金融機関名) 本・支店 当座
普通

フリガナ
預金口座名義人

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 申 請 額	円
未 請 求 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 関係書類

中小企業経営革新支援事業費補助事業支払計画書

（単 位：円）

経費 区分	種 別	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	契 約 年月日	入 手 年月日	設 置 年月日	支 払 年月日	補助金 交 付 年月日	概算払 受 領 済 額	概 算 (精算) 払 請求額	備 考

- （注） 1 予定のものについては（ ）書きとすること。
 2 入手年月日とは補助対象物件が納品された日をいう。
 3 設置年月日とは補助対象物件を検収した日をいう。
 4 経費区分ごとに小計を取ること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金に係る企業化状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業に関し、令和 年度の企業化状況について鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

令和 年度企業化状況報告書（補助年度 年度）

（単位：円）

開 発 計 画	補 助 金 確 定 額 (A)	補 助 事 業 に 係 る 本 年 度 収 益 額 (B)	控 除 額 (C)	本 年 度 ま で の 補 助 事 業 に 係 る 支 出 額 (D)	基 準 納 付 額 $\frac{A(B-C)}{D}$	前 年 度 ま で の 補 助 事 業 に 係 る 県 へ の 累 積 納 付 額	本 年 度 納 付 額	産 業 財 産 権 等 に 関 する 届 出

(記載注意事項)

- 1 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
- 2 「控除額」とは、開発事業に要した全経費のうち、中小企業者が自己負担によって出した額の5分の1をいう。
- 3 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。(補助金及び自己負担金)
- 4 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 5 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。
- 7 その他、補助事業に係る収益額の算定に必要な資料を添付すること。

企業化状況の実態調査票（ 年 月 日～ 年 月 日）

- 1 該当する項目に○を付けてください。
- | | | |
|-----|--|----|
| (1) | 当該補助事業の成果に基づく試作品又は製品の販売又は譲渡 | |
| | あり | なし |
| (2) | 該当補助事業の成果に基づき取得した特許権、実用新案権若しくは意匠権の譲渡又は実施権の設定 | |
| | あり | なし |
| (3) | 前(2)に掲げるもののほか、当該補助事業の成果の他への供与 | |
| | あり | なし |

- 2 上記1の(1)～(2)について「あり」の場合は、次表に記入してください。

試作品又は製品の名称（産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び成果の他への供与を含む）	販売数量等	販売又は譲渡の金額 (円)

なお、「販売又は譲渡の金額」の算出根拠資料として、試作品又は製品の原価計算書（別紙を参考）
生産及び販売実績書、特許権等の譲渡契約書の写し等を添付してください。

別 紙 （参考）原価計算書

項 目	金 額（円）
A 原材料費	
B 外注加工費	
C 労務費	
D 工場経費 1 電力費 2 燃料費 3 修繕費 4 消耗品費 5 保険料 6 減価償却費 7 福利厚生費 8 その他の経費	
E 当期総製造費用 (A+B+C+D)	
F 期首仕掛品棚卸高	
G 期末仕掛品棚卸高	
H 当期製造品製造原価 (E+F) - G	
I 一般管理費及び販売費	
J 総原価 (H+I)	
K 総製造数量（年間）	
L 1個あたりの原価 (J÷K)	

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名 印

令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助金に係る産業財産権等届出書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度中小企業経営革新支援事業費補助事業に関して、下記のとおり産業財産権等の出願又は取得（譲渡，実施権の設定）をしたので、鹿児島県中小企業経営革新支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により報告します。

記

- 1 開発題目
- 2 種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 3 出願又は取得年月日
- 4 内容
- 5 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）